

行田羽生資源環境組合議会の議員その他非常勤の職員の補償基礎額を定める
規則

令和4年4月1日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、行田羽生資源環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和4年条例第19号）の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員の補償基礎額を定めるものとする。

(議会の議員の補償基礎額)

第2条 議会の議員の補償基礎額は、行田市議会の議員の報酬月額 $\frac{1}{30}$ に相当する額とする。

(執行機関の委員)

第3条 次に掲げる執行機関である委員会の委員及び委員の補償基礎額は、前条に規定する額 $\frac{70}{100}$ に相当する額とする。

(1) 公平委員会

(2) 監査委員

(附属機関の委員等)

第4条 附属機関である委員会、審査会、審議会等の委員その他の構成員の補償基礎額は、第2条に規定する額 $\frac{50}{100}$ に相当する額とする。

(その他の職員)

第5条 前3条に規定する職員以外の非常勤の職員の補償基礎額は、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日において定められている報酬等について、次に定めるところにより算出するものとする。

(1) 報酬が日額で定められている職員にあっては、その日額

(2) 報酬が月額で定められている職員にあっては、その月額 $\frac{1}{30}$ に相当する額

(3) 報酬が時間で定められている職員にあっては、その時間給に、その者につき定められている1日の勤務時間を乗じて得た額

2 前項の規定により得られる補償基礎額が労働者災害補償保険法施行規則（昭和

30年労働省令第22号)第9条第1項第4号の額に満たない額となる職員にあつては、同号に規定する額を、その職員の補償基礎額とする。

(端数計算)

第6条 第2条から前条までの規定により算出した補償基礎額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。